

# 新たな運賃・料金制度

## 合理的でわかりやすい「時間・キロ併用制運賃方式」へ移行しました

バス会社は時間・距離に応じて、運賃の上限・下限を定めて各運輸局に届出ており、この範囲内で運賃を頂くことになっています。

下限運賃を下回ることは、違法になります。

- ※1. 道路運送法第9条の2第1項
- 2. 行政処分 運賃料金の適正收受違反等その他  
違法や再違反の場合は、事業用自動車の使用停止処分になります。

運賃は自由だと  
思っていないですか？

運賃は定められた範囲の中で  
頂くことになっています。

## 貸切バスの運賃・料金とは…

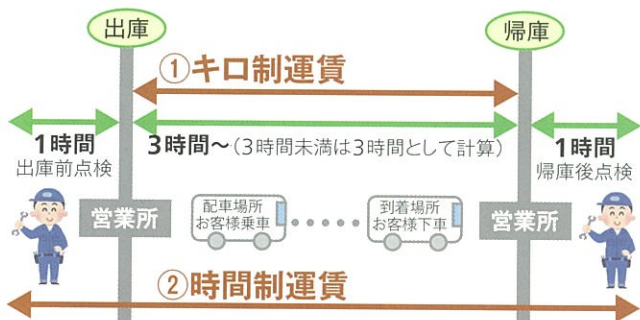
### 運賃 ①+②

#### ①キロ制運賃

- ・走行距離（出庫から帰庫までの距離で、回送距離を含む）×1キロあたりの運賃額
- ・距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げします

#### ②時間制運賃

- ・運行時間+「出庫前の点検時間(1時間)」+「帰庫後の点検時間(1時間)」×1時間あたりの運賃額=時間制運賃
- ・運行時間は、3時間未満の場合=3時間として計算します
- ・時間の端数は30分未満切り捨て、30分以上は1時間に切り上げします
- ・時間制運賃の最短は5時間（出庫点検（1時間）+運行時間（最低3時間）+帰庫点検（1時間）=5時間）



### 料金 ③+④+⑤

#### ③交替運転者配置料金

- ・交替運転者を配置する場合に適用

#### ④深夜早朝運行料金

- ・22時以降翌朝5時までの間に運行した場合に適用（点検・回送含む）

#### ⑤特殊車両割増料金

- ・標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両を使用する場合に適用

### 実費負担

- ・ガイド料、有料道路利用料、駐車料、乗務員宿泊料等は実費負担になります



AMAKUSA GOKYOU

HEIWADAI PARK

TANEGASHIMA UCHU CENTER

## 運賃・料金の上限・下限について

|    |                  | 上限額                            | 下限額     |        |
|----|------------------|--------------------------------|---------|--------|
| 運賃 | ① キロ制運賃 (1kmあたり) | 大型車                            | 150円    | 100円   |
|    |                  | 中型車                            | 130円    | 90円    |
|    |                  | 小型車                            | 110円    | 80円    |
| 賃  | ② 時間制運賃 (1hあたり)  | 大型車                            | 6,910円  | 4,790円 |
|    |                  | 中型車                            | 5,830円  | 4,040円 |
|    |                  | 小型車                            | 5,010円  | 3,470円 |
| 料  | ③ 交替運転者配置料金      | キロ制料金 (1kmあたり)                 | 10円     | 10円    |
|    |                  | 時間制料金 (1hあたり)                  | 2,700円  | 1,870円 |
| 金  | ④ 深夜早朝運行料金       | 時間制運賃及び交替運転者配置料金 (時間制料金) の2割以内 |         |        |
|    |                  | ⑤ 特殊車両割増料金                     | 運賃の5割以内 |        |

大型車／中型車／小型車の区分の基準について

- 大型車……車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上
- 中型車……大型車、小型車以外のもの
- 小型車……車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下